④　当該病棟の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が五割以上であること。

⑤　当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

⑥　当該病棟の入院患者に関する⑵の区分に係る疾患及び状態等並びにＡＤＬの判定基準による判定結果について、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出していること。

⑵　療養病棟入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ　入院基本料Ａ

医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が二十三点以上（以下「ＡＤＬ区分三」という。）であるもの

ロ　入院基本料Ｂ

医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が十一点以上二十三点未満（以下「ＡＤＬ区分二」という。）であるもの

ハ　入院基本料Ｃ

医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が十一点未満（以下「ＡＤＬ区分一」という。）であるもの

ニ　入院基本料Ｄ

医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの

ホ　入院基本料Ｅ

医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

ヘ　入院基本料Ｆ

医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

ト　入院基本料Ｇ

別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「医療区分一の患者」という。）であって、ＡＤＬ区分三であるもの

チ　入院基本料Ｈ

医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

リ　入院基本料Ｉ

医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

⑶　療養病棟入院基本料の注2ただし書及び注12に規定する厚生労働大臣が定めるもの

夜勤を行う看護要員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

⑷　療養病棟入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは一般病棟入院基本料の注13に規定する夜勤時間特別入院基本料、療養病棟入院基本料の注2ただし書及び注12に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注6に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注9に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

⑸　療養病棟入院基本料に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用

療養病棟入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

⑹　療養病棟入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態

別表第五の四に掲げる状態

⑺　在宅復帰機能強化加算の施設基準

在宅復帰支援を行うにつき十分な体制及び実績を有していること。

⑻　療養病棟入院基本料の注11に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

⑴のロの①又は④に掲げる基準

⑼　療養病棟入院基本料の注11に規定する別に厚生労働大臣が定める基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、一以上であることとする。

②　平成二十八年三月三十一日時点で、継続して六月以上療養病棟入院基本料1又は2を届け出ている病棟であること。

四　結核病棟入院基本料の施設基準等

⑴　結核病棟入院基本料の注1本文に規定する入院基本料の施設基準

イ　七対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟であること。

④　常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

⑤　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ロ　十対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ハ　十三対一入院基本料の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。